

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣真矢 外7名

被控訴人 国

代理人意見陳述

令和6(2024)年9月26日

控訴人ら代理人 弁護士 沢崎 敦 一

記

東京二次訴訟はいわゆる「結婚の自由をすべての人に」訴訟の中で最後に提起された訴訟です。先行する関連訴訟での成果も踏まえ、充実した主張立証活動を行ってきました。控訴審では、それに呼応して充実した審理がなされ、中身のある公正な判断が下されることを期待いたします。

以下、裁判所に押さえていただきたい憲法論上のポイントを4つ述べます。

1 憲法制定後の社会状況等の変化の重要性

まず、申し上げたいのは、憲法制定後の社会状況等の変化を踏まえた憲法解釈が示されなければならないということです。

本件では、法律上同性のカップルに現行の法律婚制度の利用を認めないことが憲法に違反するか否かが主要な争点となっています。この点、確かに、憲法制定当時、性的少数者が婚姻の当事者となり得るとは一般的には

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

考えられていなかったかもしれません。しかし、その後、世界は大きく変わりました。精神医学や国際人権法の分野での見直しを背景に、日本国内においても、性的少数者は「異常なもの」「劣ったもの」との観念が見直され、いわゆるLGBT理解増進法の制定などが示すように、現在では、“すべての人はその性自認や性的指向にかかわらず、等しく尊重される”という法規範が確立しています。また、いわゆる同性婚の国際的な広まりなどを背景に、家族制度の分野においても、法律上同性のカップルも法律上異性のカップルと同等に取り扱われるべきであるとの規範意識が日本国内において広く共有されるに至っています。

このように憲法制定後の社会状況等の変化により性的少数者に関する規範意識は根本的に変化しました。憲法解釈も当然これらの変化を踏まえたものでなければなりません。残念なことに、原審は、これに正面から向き合いませんでした。性的指向・性自認に基づく差別の禁止に関連して国や地方自治体が講じてきた様々な施策、無数の性的少数者が親としての責務を果たしてきたこと、2022年11月の自由権規約委員会からのいわゆる同性婚導入勧告など、控訴人らが主張・立証した事実の多くを認定から落とし、判決の結論に都合の良い事実しか認定しなかったのです。裁判所としての職責を放棄したといわざるを得えません。控訴審では、このような過ちを繰り返すことなく、憲法制定後の社会状況等の変化に正面から向き合った判断を下していただきたいと思います。

2 区別を正当化する合理的な理由の不存在

次に、法律上異性のカップルと法律上同性のカップルとの間に、一方に婚姻制度の利用を認め、他方にはこれを認めないという区別を、憲法上正当化するほどの違いが本当に存在するのかを、「個人の尊厳」と「法の下での平等」という憲法の基本原理と事実とに照らし厳格に審査するようお願いし

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

ます。

例えば、判例上、「婚姻の本質」とは「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと」であるとされています。控訴人の山縣さん、福田さん、藤井さん、鳩貝さん、河智さん、ケイさんらの本人尋問をはじめ、各種の証拠で立証してきたように、法律上同性のカップルも「婚姻の本質」を満たす関係を築くことができますし、実際そのような関係を築いている例は無数に存在します。

また、仮に、次世代の育成保護が婚姻制度の目的に含まれるのだとしても、法律上異性のカップルにも同性のカップルにも、子どもを持たないという選択をするカップルはいます。子どもを持つという選択をした場合、控訴人の一橋さん、武田さんの例をはじめ、無数の性的少数者が親としての責務を果たしてきました。次世代の育成保護においても違いはないのです。

自然生殖可能性は理由となるでしょうか。仮にこれを認めると、自然生殖で生まれた子供か、第三者からの精子提供などにより生まれた子供かによって、憲法上の保障の程度に差が生じますが、果たして、そのようなことを憲法は認めるでしょうか。

社会的承認の有無や日本の伝統も理由になりません。これらを理由に憲法上の保障を否定することは、基本的人権の保障を旨とする憲法の解釈として本末転倒です。

このように一つ一つ吟味していくと、どれも根拠が薄弱で、区別を正当化するに足りる事由がないことが明らかとなります。原審は、この点にも正面から向き合おうとしませんでした。そのような過ちを繰り返さないようにお願いいたします。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

3 婚姻の代替制度は本当に合憲か？

第三に申し上げたいのは、法律上同性のカップルに対し婚姻の代替制度しか認めないことの憲法適合性について厳正な目で審査していただきたいということです。

原判決は、婚姻制度も代替制度もないことによって、法律上同性のカップルは「自己の性自認及び性的指向に即した生活を送るという重要な人格的利益を・・・剥奪」されている状況にあり、憲法24条2項に違反する状態だと述べました。先行する訴訟の判決で示された最低のラインを死守したという点では評価できます。しかし、そこで言及された代替制度は「個人の尊厳」や「法の下での平等」の観点から合憲と叫ぶものなのでしょうか。

代替制度として念頭にあるのは、ベルギーなどで導入された法定同棲、フランスで導入されたPACS、ドイツなどで導入された登録パートナーシップ制度です。

しかし、法定同棲やPACSは、カップル間の財産関係に特化した制度であり、家族としての身分形成効はありません。原判決の言うように、婚姻制度も代替制度もないことに、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理的な理由があるとは認められないのであれば、法律上同性のカップルが家族として身分を形成することができない制度に、合理性は全くありません。

ドイツやオーストリアで導入された登録パートナーシップ制度では、当初、養子縁組の可否、生殖補助医療の利用の可否や税制上の取扱い等に差異がありました。しかし、裁判所は、それらの差異は違憲と判断しました。さらに、オーストリアの裁判所は、婚姻制度と登録パートナーシップ制度の効力がほぼ同じだとしても、法律上異性のカップルと同性のカップルとで2つの法制度に分かれていることそれ自体が違憲だと判断しています。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

このようなドイツやオーストリアの判例も踏まえれば、立憲主義の伝統を同じくする日本国憲法のもとにおいて、法律上同性のカップルに対して婚姻の代替制度しか認めないということが合憲となる余地がないことは明らかです。

4 違憲状態ではなく、はっきりとした違憲を判断を！

最後に、違憲状態という趣旨が曖昧な判断ではなく、はっきりとした違憲を判断をお願いします。

その前提として、憲法上保障される権利・利益の侵害の有無が問題となりますが、前述のとおり、原判決は、婚姻制度も代替制度もないことによって、法律上同性のカップルは「自己の性自認及び性的指向に即した生活を送るという重要な人格的利益を・・・剥奪」されている状況にあり、「個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理的な理由があるとは認められ」ないと評価しました。先行するその他の訴訟の判決も同様の趣旨を判示しています。つまり、憲法上保障される権利・利益が侵害されており、その程度が極めて深刻であることについて、結論がおおむね一致しているのです。であれば、違憲とはっきり断じるに十分です。

違憲状態という言葉は、違憲ではないという誤ったメッセージを国会に送る点でも有害です。

控訴審では、違憲状態というあいまいな言葉を用いず、はっきりと違憲だと断じる判決を下していただくようお願いいたします。

以 上